

施設ご利用の皆さまへ

まん延防止重点措置指定に伴うスポーツ施設開場についてのお知らせ

宮古島市教育委員会からの要請に基づき、令和4年1月12日からまん延防止等重点措置期間、下記の施設を制限することとなりました。

なお、高校生以下の利用については休校措置解除まで、下記のとおり制限致します。

今後の利用については、当会ホームページ等にてご案内致します。

ご利用の皆さまにはご不便をお掛けしますが、感染拡大防止の為に協力をお願い致します。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	20時00分まで 一般のみ利用可。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	20時00分まで 一般のみ利用可。
5	前福多目的運動場	20時00分まで 一般のみ利用可。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

高校生以下の部活動(団体)・個人利用について

高校生以下の利用は控えていただきますようお願い致します。

但し、休校措置が発せられている期間以外は、市教育委員会が利用を認めた団体(地区大会及び県大会等の派遣権利を有する個人及び団体)のみ、利用を認めます。担当の先生は、市教育委員会生涯学習振興課(72-3764)へ申請をお願いします。

ご利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って開館・開場となります。